

## 京都府地域密着型サービス外部評価調査員養成研修機関指定事務取扱要綱

令和5年9月21日制定

### (目的)

第1条 この要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」

第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18年10月17日付老計発第1017001号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「国要綱」という。）に規定する指定研修機関の指定について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (指定の要件)

第2条 知事は、次の要件を満たすと認められる法人を指定研修機関として指定することができるものとする。

- (1) 評価調査員が所属する評価機関を運営する法人以外の法人であること。ただし、評価調査員が所属する評価機関を運営する法人であって、研修を実施する部署と外部評価を実施する部署とが独立した関係にあるなど、研修の実施状況を客観的に確認することができると知事が認める場合は、この限りでない。
- (2) 研修事務を毎年継続的に実施する能力があること。
- (3) 講師、会場等の研修体制及び事務処理体制の確保等研修事務を適正に履行できること。
- (4) 研修事務の経理が他の事務の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等が整備され、適正な経理処理を行うことができる体制であること。
- (5) 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、職員及び職員であった者に対して十分な措置がなされていること。
- (6) 研修修了者名簿等を継続的に管理する体制が確保されていること。

### (指定研修機関の要件)

第3条 指定研修機関は、以下について適切に行わなければならない。

- (1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規程を定めること。
  - ア 研修事業の名称
  - イ 実施場所
  - ウ 研修期間
  - エ 研修課程
  - オ 講師氏名
  - カ 研修修了の認定方法
  - キ 受講資格

- ク 受講手続き
  - ケ 受講料
- (2) 研修の受講状況等を把握し、保存すること。
  - (3) 研修運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。
  - (4) 演習等において知り得た個人の秘密の保持について厳格に行うとともに、研修受講者に対しても、この点につき十分に留意するよう指導すること。

(指定申請)

第4条 指定研修機関の指定を受けようとする者は、知事に対し、様式1による京都府地域密着型サービス外部評価調査員養成研修機関指定申請書及びそれに係る添付書類を提出するものとする。

(指定結果の通知、公表)

第5条 知事は、前条の規定による申請に対する指定又は不指定を行ったときは、申請者に対し、その旨を書面で通知するものとする。

2 知事は、指定研修機関を指定したときは、情報を公表するものとする。

(変更又は廃止の届出)

第6条 指定研修機関は、指定申請に係る次の事項を変更しようとするとき、又は研修を廃止しようとするときは、あらかじめ知事に対し、様式2による京都府地域密着型サービス外部評価調査員養成研修機関指定に係る変更届出書又は様式3による京都府地域密着型サービス外部評価調査員養成研修機関指定廃止届出書を提出するものとする。

(研修の実施)

第7条 指定研修機関は、京都府地域密着型サービス外部評価機関の選定を受けている法人又は新たに選定を受けようとする法人からの依頼に基づき研修を実施するものとする。

2 研修に要する費用は、前項に掲げる法人が指定研修機関に直接支払うものとする。

(修了証の交付)

第8条 指定研修機関は、修了すべき課程のすべてを修了した者に限り、様式4による修了証書を交付するものとする。

(修了者名簿の提出)

第9条 指定研修機関は、知事に対し、研修終了後速やかに、次に掲げる事項を記載した名簿を提出するものとする。

- (1) 氏名

- (2) 生年月日
- (3) 研修の受講開始年月日及び修了年月日

(研修報告書の提出)

第10条 指定研修機関は、知事に対し、研修終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した様式5による京都府地域密着型サービス外部評価調査員養成研修に係る研修実績報告書及びそれに係る添付書類を提出するものとする。

(指定の取消し)

第11条 知事は、指定研修機関が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、指定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により指定を受けたとき。
- (2) 知事が、研修事務の適正な実施の確保のために、指定研修機関に対し行う必要な指示に反したとき。
- (3) 第3条各号の要件を満たすことができなくなったと認められるとき。

(その他)

第12条 指定研修機関は、研修事務の実施に関して知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更、その他の必要な指示を行った場合は、当該指示に従うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年9月21日から施行する。